

打越台団地建築協定書

(目的)

第1条 この協定書は、建築物の位置・用途・形態・意匠及び建築設備に関し建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条の規定に基づき協定し、住宅専用地としての環境をより高度に維持し増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。

(名称)

第3条 この協定は、打越台団地建築協定と称する。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は、別紙図面に表示する区域とし、地番は別紙の通りとする。

(協定書の締結)

第5条 この協定は、協定区域内における土地の所有権者および、建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、または、賃借権を有する者(以下「土地の所有権者等」という。)の全員の合意により締結する。

(協定の変更および廃止)

第6条 1. この協定に定めた事項を変更しようとする場合は、土地の所有者等全員の合意をもってその旨を定め、熊本市長の認可を受けるものとする。
2. この協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、熊本市長の認可を受けるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、熊本市長の認可の公告のあった日から10年間とする。但し、期間満了3カ月前までに協定者の過半数の合意による協定廃止の申し出が建築協定委員会になされない場合は、さらに10カ年有効期間を延長する。以後この例による。

(協定の効力)

第8条 この協定は、効力が生じた日以後に協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力を有する。

(建築物の制限)

第9条 この協定区域内の建築物の位置・用途・形態・意匠および建築設備は、次の各条に定める基準によらなければならない。

(地盤高の制限)

第10条 敷地の地盤高は、打越台団地造成・分譲時の地盤を変更してはならない。但し、第16条に定める建築協定委員会の認めたものについてはこの限りではない。

(建築物の用途・形態)

第11条 この協定区域内の建築物の用途・形態は、一戸建て専用住宅・兼用住宅（建築基準法別表第2（い）項第二号に定めるもの）とする。但し、建築協定委員会の認めたものについてはこの限りではない。

(汚水処理の方法)

第12条 この協定区域内に住宅を建築する場合は、生活排水並びに汚水の処理を、住民会の所有する共同汚水処理施設を利用して行えるよう設備しなければならない。

(屋外広告物の禁止)

第13条 美観を著しく損なう広告物・掲示物・その他これらに類する物を設置してはならない。

(違反者の措置)

第14条 1. 第10条及至第13条の規定に違反した者があった場合、第16条第2項に定める委員長は、委員会の決定に基づき、その者に対し、違反した工事施行の中止、および違反行為を是正する請求を行なう。
2. 前項の請求があった場合は、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第15条 1. 第14条第1項に規定する請求をなしたにもかかわらず、違反者がこれに従わないときは、委員長は本人に対する強制履行、または違反者の費用負担による第三者のは正行為を求める訴えを裁判所に提訴できる。
2. 前項の提訴手続き等に要する費用は、違反者の負担とする。

(協定委員会の設置)

第16条 1. この協定の認可の公告があった後、協定区域内の土地の所有者等はこの協定を運営するため打越台団地建築協定委員会（以下「委員会」という）を置き、別途に定める打越台団地住民会役員会がこれを兼任する。
2. 委員長は、打越台団地住民会会长が兼任し、協定運営のため事務を総括し、協定者を代表する。
3. 委員は、打越台団地住民会役員をもって構成し、この協定事項の運営対策について協議する。
4. 委員会は、委員長が召集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事事案の決定とする。

附 則

1. この協定は、市長の公告のあった日から効力を発する。
2. この協定書は、これを3部作成し、3部を市長に提出し、認可があった後、3部のうち1部を委員長が保管する。また、その写しを協定者全員に配布する。

上記の通り建築協定を締結します。 平成2年 月 日